

産業委員会

市の産業経済部及び農業委員会の所管に属する事項に対応する委員会です。

◎森岡和雄 ○久永良一
 黒見節子 竹内邦彦 竹内靖人
 津本憲一

産業委員会に付託された議案11件について、3月11日に委員会を開催し審査した。

「平成25年度津山市一般会計予算」のうち産業委員会の所管に属する事項については、青年就業給付金について、津山市の農家の発展と定住化対策にもつながることなので、しっかりと応援してほしいとの意見があった。

またなかシネマ実証実験事業委託料に関して、中心市街地に映画館があることはいいことだが、イニシャルコストやランニングコス



津山市食肉処理センター

トを税金で賄うことにならないように注意しなければならぬとの意見があった。

(仮称)勝北マルシェの事業進捗状況については、平成25年度から26年度にかけて施設整備を完了し、27年度から運営を開始する予定であり、運営主体については、地元生産者団体をお願いする方向がよいのではないかと意見があった。

そのほか、鳥獣害対策について、

デマンドタクシーについて、畜産振興についてなど、種々の質疑や意見があった。

また、一部委員から、アルネ津山第3次再建計画に関連する予算案に対して、反対する意見が出され、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、「平成25年度津山市食肉処理センター特別会計予算」については、一層の経営改善に取り組みことを求め、審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他、平成24年度の補正予算議案である「津山市一般会計補正予算(第5次)及び(第6次)」のうち産業委員会の所管に属する事項、「平成24年度津山市食肉処理センター特別会計補正予算(第1次)」については、審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

「津山市肉用牛群整備増殖事業基金条例を廃止する条例」及び「津山市の基金の処分の特例に関

する条例の一部を改正する条例」のうち産業委員会の所管に属する事項については、国の家畜導入事業の終了に伴うものであり、審査の結果、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

「黒木キャンプ場条例の一部を改正する条例」については、キャンプ場の利用状況を勘案し、11月から3月までを休場とするものであり、審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

「指定管理者の指定について」は、黒木キャンプ場の指定管理者として津山市観光協会を指定するもので、審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

「津山市地域交流センター条例の一部を改正する条例」及び「字の区域の廃止等の変更について」についても、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。